二　第２項の後写鏡にあっては、次に掲げる基準

イ　後写鏡の反射面の中心が、かじ取り装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面からの280㎜以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ロ　運転者が運転者席において、容易に方向を調整することができるように取り付けられていること。

ハ　原動機付自転車の左右両側（最高速度50㎞／ｈ以下の原動機付自転車にあっては、原動機付自転車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

第二百八十三条第一項各号列記以外の部分中「左外側線」を「外側線」に改め、同項第四号を削り、同条第四項を次のように改める。

４　次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後写鏡にあっては、次に掲げる基準

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　運転者が運転者席において、原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び原動機付自転車（牽引する原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の原動機付自転車にあっては原動機付自転車の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

二　第２項の後写鏡にあっては、次に掲げる基準

イ　後写鏡の反射面の中心が、かじ取り装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面からの280㎜以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ロ　運転者が運転者席において、容易に方向を調整することができるように取り付けられていること。

ハ　原動機付自転車の左右両側（最高速度50㎞／ｈ以下の原動機付自転車にあっては、原動機付自転車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

別添二十一・及び２・８・３・、別添二十一２・７・３・並びに別添二十二２・７・３・中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

別添二十三を削る。

別添五十二２・12・３・及び２・13・２・中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加え、同別添４・１・２・及び４・２・２・中「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第７改訂版」に改め、同別添４・８・７・２・中「あった場合」の下に「、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合」を加え、同別添４・８・９・中「（以下、「非常灯」という。）」の下に「又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火」を加え、同別添４・９・６・を次のように改める。

4.9.6.　電気結線

4.9.6.1.　制動灯及び補助制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第11改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5.2.22.に限る。）に定める制動信号を発する場合に点灯する構造でなければならない。

4.9.6.2.　制動灯及び補助制動灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に点滅する構造とすることができる。

別添五十三２・１・３・４・中「のうち、」の下に「法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの、法第75条の３第１項の規定に基づき型式の指定を受けたもの、」を加え「並びにこれ」を「若しくはこれら」に、「又は反射部」を「若しくは反射部」に、「又は平行」を「若しくは平行」に改める。

別添七十九１・中「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車」に改める。

別添八十一３・２・中「ものとして」の下に「協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.3.に限る。）又は」を加え、同別添３・５・に次のただし書を加える。

ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

別添八十一４・１・及び４・２・中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

別添百十一３・を削り、同別添４・中「4.1.」を「3.1.」に改め、同別添中４・を３・とし、同別添４・１・中「別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」」を「協定規則第34号に定める方法（同規則第３改訂版の附則４に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」」に改め、同別添４・１・を３・１・とし、同別添５・中「及び4.」を削り、「5.1.から5.3.」を「4.1.から4.3.」に改め、同別添５・を４・とし、同別添中５・１・を４・１・とし、同別添中５・２・を４・２・とし、同別添中５・３・中「5.3.1.」を「4.3.1.」に、「5.3.4.」を「4.3.4.」に、「5.3.3.」を「4.3.3.」に改め、同別添中５・３・を４・３・とし、５・３・１・を４・３・１・とし、５・３・２・を４・３・２・とし、５・３・３・を４・３・３・とし、５・３・４・を４・３・４・とし、５・３・４・１・を４・３・４・１・とし、５・３・４・２・を４・３・４・２・とし、６・を５・とし、６・１・を５・１・とし、６・２・を５・２・とし、７・を６・とし、同別添７・１・中「7.1.1.から7.1.3.」を「6.1.1.から6.1.3.」に改め、同別添中７・１・を６・１・とし、７・１・１・を６・１・１・とし、７・１・２・を６・１・２・とし、７・１・３・を６・１・３・とし、同別添７・２・中「7.2.1.又は7.2.2.」を「6.2.1.又は6.2.2.」に改め、同別添中７・２・を６・２・とし、７・２・１・を６・２・１・とし、７・２・２・を６・２・２・とし、同別添別紙２の１・１・を削り、同別紙中１・２・を１・１・とし、１・３・を１・２・とし、１・４・を１・３・とし、１・５・を１・４・とし、同別紙２・３・１・を次のように改める。

2.3.1.　インパクタ

インパクタの前面に取り付けるベニア板の厚さは、20±２㎜であること。

別添百十一別紙２の２・３・１・から２・３・１・３・までを削り、同別紙２・３・２・２・中「前面衝突試験にあっては試験自動車が衝突バリヤに衝突する直前の位置に、後面衝突試験にあっては」を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年六月十八日から施行する。